

## 最近法規情報

2023年11月に公布された主な法規

北京天達共和法律事務所

### 1. 最高人民法院より「涉外民事関係法律適用法に関する司法解釈」を公表(二)

最高人民法院より 2023年12月1日公表、2024年1月1日より施行

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/419042.html>

当該「司法解釈」は計13条で構成され、その内、注目すべき点は第8条であり、人民法院が外国法律の内容及びそれに対する理解と適用について、(1)当事者が外国法律の内容及びそれに対する理解と適用に異議がない場合、人民法院がそれを確認することができる。(2)当事者が外国法律の内容及びそれに対する理解と適用に異議がある場合、その理由について説明を行わなければならない。人民法院は必要だと判断した場合、補足究明したりまたは当事者に資料の追加提出を求めたりすることができる。補足究明または資料の追加を提出しても、当事者は依然として異議がある場合、人民法院による審査で認定するものとする。(3)外国法律の内容及びすでに人民法院発効裁判所で認定された場合、人民法院はそれを確認するようにしなければならないが、ただし、それを覆すに足りる十分な反証がある場合を除く。

ハイレベルの対外開放を推進し、中国国内の法治と涉外法治を一括して推進し、涉外民商事審判業務における当事者の合法的權益を平等に守るために、最高人民法院より当該「司法解釈」を公表した。

### 2. 「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン - 粵港澳(広東・香港・マカオ)大湾区クロスボーダー個人情報保護要求 (意見募集稿)」のパブリックコメント募集に関する通知

全国情報セキュリティ標準化技術委員会より 2023年11月1日公表、2023年11月15日締め切り

<https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20231101123231>

当該「要求(意見募集稿)」は6つの内容から構成されている。4番目の個人情報取扱要件の内の個人情報告知に関する同意(個人情報収集時またはその前に、個人情報主体に対し、個人情報の収集目的、方式、範囲及び収集を選べるか否か、可能か否か、どういう種類の受取側に対し個人情報を提供するかについて告知する必要がある、所在地の法律法規に別途規定がある場合を除く)及び個人情報の保存、使用、加工(個人情報を用いてビジネスマーケティングを行う場合、個人情報主体に対し、取扱目的、取扱方法と取扱う個人情報の種類を告知し、個人情報主体の同意取り付ける必要がある)の2点については留意する必要がある。

粵港澳大湾区での個人情報クロスボーダー安全かつ秩序ある流通を促進し、粵港澳大湾区の質の高い発展を推進するため、全国情報安全標準化技術委員会より当該「要求」について社会向けにコメントを募るようにした。

### 3. 商務部弁公庁「内外資の不合理・差別待遇個別案件整理業務をしっかりとやってくださいに関する書簡」

商務部より 2023 年 11 月 8 日公表

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202311/20231103452139.shtml>

当該「通知」に含まれている整理事項、即ち「ブランド」を制限したり、または「外資ブランド」を理由に外資企業及びその製品または役務を排除したり或いは差別したり、若しくは外資企業及びその製品または役務による政策の享受に対して追加条件を設けたりすることについては注目する価値がある。

外資企業の国民待遇を着実に遂行し、外貿外資基盤の安定を図り、存在する可能性のある外資系企業を差別する法規文書、政策措置をより一層整理するために、商務部より当該「通知」を公表した。

### 4. 商務部弁公庁「外商投資企業に適用する国の発展を奨励する外商投資プロジェクト輸入設備減税・免税政策の徹底をより一層しっかりと行うことに関する通知」

商務部より 2023 年 11 月 16 日公表

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202311/20231103454063.shtml>

当該「通知」は計 6 条で構成され、その内、注目すべき点は、省レベル以下の商務主管部門及び自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関連機関(以下、「情報報告機構」という)は完全なオリジナル、変更報告を受け取ってから、その内の国が発展を奨励する外商投資プロジェクトに関する情報を、商務部業務システム統一プラットフォーム(外商投資総合管理応用)を通じて省レベル商務主管部門に報告することである。

外資業務の安定化、外商投資環境の更なる最適化を図り、外商投資の誘致を強化するために、商務部より当該「通知」を公表した。

### 5. 中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局、国家發展改革委員会、工業情報化部、財政部、全国工商業聯合会「金融支援措置を強化し、民営經濟の發展を促進することに関する通知」

中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局、国家發展改革委員会、工業情報化部、財政部、全国工商業聯合会より 2023 年 11 月 27 日公表

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4406346/4693549/5148499/index.html>

当該「通知」は 7 つの部分で構成され、その内、注目すべき点は、クロスボーダー投融資利便化政策を補完すること、外貨口座と資本科目資金使用管理を最適化し、資本科目収支決済利便化政策を補完し、条件が整った銀行業金融機関による資本科目デジタル化サービスの実施を支援すること、ハイテク技術と「專精特新(専門性・精密性・特徴性・新規性)」中小企業のクロスボーダー融資の利便化に関する試行範囲を広げること、条件を整っている民営企業がグローバル企業の邦貨・外貨一本化資金プール業務試行を支援し、民営企業の域内外資金の振替と使用に関する包括的な運用に便宜を図ること、秩序のある外資系企業による域内での再投資登録免除の試行を拡大し、外資系企業による域内における持分投資の利便化水準と民営企業による外資利用効率の向上を図ること、及びクロスボーダー持分投資ファンドによる優れた民間企業への投資を支援する等のことである。金融機関を導き、「同一視」という理念を確立し、引き続き民間企業への金融サービスを強化し、金融による民営經濟への支援と民営經濟による經濟社会發展への貢献と適応できるように努めるために、中国人民銀行よりその他の政府 7 部門と連名で当該「通知」を公表した。

6.中国人民銀行、国家外貨管理局「銀行の資本科目業務手続きデジタル化サービスレベルの向上に関する通知」

中国人民銀行、国家外貨管理局より 2023 年 11 月 20 日公表

<https://www.safe.gov.cn/safe/2023/1120/23507.html>

当該「通知」は計 8 条で構成され、その内の注目すべき点は、銀行より人民元のクロスボーダー受け払いにかかわる資本科目のデジタル化業務を行う際に、「人民元クロスボーダー受け払い情報管理システム管理弁法」(銀発行(2017)126 号)、「中国人民銀行弁公庁よりの人民元クロスボーダー受け払い情報管理システム情報配信手順の最適化に関する通知」(銀弁発行(2013)188 号)等の関連規定に基づき、適時、完全かつ正確に人民元クロスボーダー受け払い情報管理システム(RCPMIS)向けにデータを配信しなければならないということである。

経営主体が規定に則って資本科目業務を効率良く行い、銀行のデジタルサービスレベルの向上を図るために、中国人民銀行及び国家外貨管理局より当該「通知」を公表した。

7.上海市人民政府弁公庁「上海市の特色ある産業パークの質の高い発展のアクションプラン(2024-2026 年)」の配布に関する通知

上海市人民政府より 2023 年 11 月 28 日公表

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20231128/c3edc659bb86414ca3a5cf885f3a4a3f.html>

当該「通知」は 3 つの部分で構成され、その内、注目すべき点は、集団化発展に関する強化行動の実施である。象徴となる産業チェーンのレイアウトを確実に実施できるようにする。チェーンの補強を図れる一連の重点プロジェクトを実施し、集積回路、革新的な新薬とハイエンド医療機器、NEV・ICV、民用航空等の象徴となる産業チェーンを 10 本以上育成し、国家先進製造業群を創り上げることとなっている。

特色のある産業の方向性に焦点を当て、産業の特色化とブランド化を向上させ、先導産業、重点産業、ニューレーン産業と未来産業に関するレイアウトと発展を図るために、上海市人民政府より当該「通知」を公表した。

8.工業情報化部弁公庁「『5G+工業用インターネット』融合応用先導区試行規則(暫定)」「『5G+工業用インターネット』融合応用先導区テストポイント建設ガイドライン」の配布に関する通知

工業情報化部より 2023 年 11 月 23 日公表

[https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art\\_8cfl1d738035c404dbedaf9074657992a.html](https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_8cfl1d738035c404dbedaf9074657992a.html)

当該「通知」の内、注目すべき点として、地方主導産業に焦点を当て、地方主導と特色のある産業という観点から、「5G+工業用インターネット」の発展が良く、効果の表れが速く、その後も力を出し続けられる優位性のある業界に照準を合わせ、重点育成、重点支援、重点難関攻略を遂行することである。工業企業による 5G、クラウドコンピューティング、エッジコンピューティング、ビッグデータ、AI 等の次世代情報通信技術の集成応用レベルの向上を加速できるように導き、「5G+工業用インターネット」業界のエンパワーメント効果を存分に発揮できるようにする。

各地で秩序のある「5G+工業用インターネット」融合応用先導区のパイロット事業を積極的に遂行できるように導き、「5G+工業用インターネット」の規模化発展を推進し、様々な市場主体による革新の更なる活性化を図り、全国または区域をリードする効果のある産業群を築き上げるために、工業情報化部より当該「通知」を公表した。

## 9. 「工業情報化分野のデータセキュリティ行政処罰裁量ガイドンス(試行)(意見募集稿)」に関するパブリックコメント募集

工業情報化部より 2023 年 11 月 23 日公表、2023 年 12 月 23 日締め切り

[https://www.miit.gov.cn/jgsj/waj/wjfb/art/2023/art\\_e14338d7b2684c79bec7931b75336520.html](https://www.miit.gov.cn/jgsj/waj/wjfb/art/2023/art_e14338d7b2684c79bec7931b75336520.html)

当該意見募集稿は計 5 章で構成され、その内、注目すべき 2 つの条項は、第 10 条の「下記いずれかの状況に該当する場合、データセキュリティ保護義務を履行しないことに該当する」と第 12 条の「各レベルの行政処罰機関による法に則って監督検査を行う過程において、工業情報化分野のデータ取扱者に下記のいずれかの状況がある場合、監督管理に協力しない状況に該当する」ことである。

工業情報化分野のデータセキュリティ管理部門による合法かつ適切な行政処罰自由裁量権行使の仕組化や行政処罰の裁量基準の細分化及び裁量尺度の統一化を図るために、工業情報化部より社会向けに当該「意見募集稿」に関するパブリックコメントを募るようにした。

## 10. 国家発展改革委員会「国家カーボンピークアウト試験建設プラン」の配布に関する通知

国家発展改革委員会より 2023 年 11 月 6 日公表

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202311/t20231106\\_1361804.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202311/t20231106_1361804.html)

当該プランは 4 つの部分で構成され、その内の科学技術革新の強化について、パイロットシティとパークにおいて、科学技術によるサポートと牽引を強化し、科学研究部門、大学、企業等によるグリーン・低炭素化に纏わる応用基礎研究とキーテクノロジー研究開発を実施することを支援する必要がある、グリーン・低炭素化技術の普及応用メカニズムを革新し、グリーン・低炭素化産業を力強く育成し、企業による先進的なグリーン・低炭素化に適用する技術の応用をサポートしそのように導き、新しい産業競争優位性を創り上げられるようにする必要があり、カーボンピークアウト・カーボンニュートラルと専門人材の育成、導入と使用を強化し、カーボンピークアウト・カーボンニュートラルと学科体系の補完を推進することについては注目する価値がある。

新しい発展構造の構築を加速させ、質の高い発展を推進することに力を入れ、国のカーボンピークアウト・カーボンニュートラル業務に関する全体的なレイアウトに基づき、国家発展改革委員会より当該プランを配布し、その狙いは異なる資源の恵みと発展基礎の都市と園區のカーボンピークアウト経路を模索し、カーボンピークアウト・カーボンニュートラルという目標の実現をサポートすることである。

## 11. 国家発展改革委員会等の政府部門「製品カーボンフットプリント (CFP) 管理体系の立ち上げを加速することに関する意見」

国家発展改革委員会、工業情報化部、市場監督管理総局、住宅都市農村建設部、交通運輸部より 2023 年 11 月 24 日公表

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202311/t20231124\\_1362231.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202311/t20231124_1362231.html)

当該「意見」は 4 つの部分から構成され、その内、重点ミッションとして製品のカーボンフットプリント (CFP) 照合規則基準の制定、CFP バックグラウンドデータベースの建設の強化、製品カーボン標識認証制度の構築、製品の CFP 応用シーンの充実化及び CFP に関する国際との連携と相互認証の推進等について定めている。

中国の重点製品に関する CFP 管理レベルの向上を加速させ、関連業界のグリーン・低炭素化へのトランスフォーメーションを促進し、グリーン・低炭素化消費を積極的に導き、カーボンピークアウトカーボンニュートラル目標の実現に力を添えられるようにするために、国家発展改革委員会より当該「意見」を公表した。

## 12.上海市経済情報化委員会「先進製造業企業増値税加算減額政策享受リストの制定関連事項に関する通知」

上海市経済情報化委員会より 2023 年 11 月 1 日公表

<https://www.sheitc.sh.gov.cn/jsjb/20231101/bc14b11291b4421eb02f0b67c3d71705.html>

当該通知は 4 つの内容で構成され、基本条件、申告手順、注意事項及び連絡方法について定めている。当該通知には「2023 年先進製造業企業付増値税加算減算政策申告手続きガイドライン」「2023 年先進製造業企業付加価値税加算減額政策申告のよくある問題に関する解答」及び「区経済情報化主管部門受理情報一覧」等 4 つのファイルが添付されている。

企業による投資と革新を奨励し、経済発展を促進するために、上海市経済情報化委員会より当該通知を公表した。

## 13.国家外貨管理局「資本アイテム外貨業務ガイダンス(2023 年版)(意見募集稿)」のパブリックコメント募集に関する通知

国家外貨管理局より 2023 年 11 月 16 日公表

<http://www.safe.gov.cn/safe/2023/1116/23484.html>

当該「ガイダンス」は計 3 つの部分で構成され、即ち「外貨管理局資本科目外貨業務ガイダンス」「銀行に資本科目外貨業務ガイダンス」及び「フォーマットテキスト範例である。

資本科目の外貨業務手続きの効率をさらに向上させ、実体経済にサービスできるようにするため、国家外貨管理局より社会向けに当該「ガイダンス」に関するパブリックコメントを募るようにした。

## 14.工業情報化部弁公庁「2023 年 5G 工場名簿」の配布に関する通知

工業情報化部より 2023 年 11 月 29 日公表

[https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art\\_53532488d3394047b85116f5b29b3e32.html](https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_53532488d3394047b85116f5b29b3e32.html)

当該「通知」に添付されている「名簿」に記載されている専門設備製造業及び自動車製造業分野の内容については注目する価値がある。

「5G+工業用インターネット」に関する革新発展を深く推進し、5G 工場のチャイナブランドを構築し、5G 工場建設の推進を加速させるために、工業情報化部より当該「通知」を公表した。